

弘前市下水道事業における官民連携手法の導入に向けた説明会 アンケートの自由記述欄に寄せられた質問と回答

標記アンケートでは、多数の有意義なご意見・ご提案を賜り、誠にありがとうございました。

その際に、自由記述欄に寄せられた質問につきまして、下記のとおりご回答いたします。なお、内容につきましては、今後の導入検討の参考とさせていただきます。

番号	分類	質問	回答
1	入札・契約	工期が長いので、契約後のスライド(材料・労務単価)による変更対応はどうか？	『国土交通省のスライド条項に係るガイドライン』等を参考に対応する方針です。
2	入札・契約	老朽化と人口減少等による使用料金の見直しによる影響がある場合の対応は？	契約書に定めのない事項や疑義が生じた場合、官民双方による協議のうえ決定します。
3	事業体	公益法人の参入の可否。また、JVもしくはSPCからの下請けの可否。	公益法人の参入について妨げはないとの認識です。JV等からの下請けも同様に考えます。
4	契約	JVの場合、業務の受託費はどのような流れか？JVもしくはSPCに受託費を削られる？	国土交通省ホームページでは、『下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン(案)【資料編】』が公表※されています。この【資料編】に掲載されている『業務委託契約書(案)』によると、[コンサルタント業務費は、完了検査後、事業期間内の支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払う]となっており、現在のところ受託費の支払いについて、こうした流れをイメージしています。 また、受託者の各構成員は、それぞれが業務を担当し、上記の流れで精算することから、受託費を削られるといった認識はありません。 ※国土交通省HP『下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン策定検討委員会』に掲載
5	スキーム	令和8年度に入札・公募というスケジュールにおいて本業務(WPPP)にて機械・電気設備の更新・修繕・新規は含まれるか、小修繕のみ含まれるか注目しておりますが、いかがでしょうか。	現時点で事業スキームは『更新支援型』を想定しており、機械・電気設備における維持管理上の軽微な修繕工事までをWPPPの業務範囲として想定しています。更新(改築)及び新規工事については、従来通り市が発注することを想定しており、WPPPの業務範囲外としています。